

# 人材紹介契約書

株式会社●●と（以下「甲」という）と株式会社Hajimari（以下「乙」という）とは、人材紹介サービス（以下「サービス」という）の利用に関し、下記の通り契約する。

## 第1条（サービスの内容）

甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティングならびに人材紹介を依頼し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙ならびに乙と業務提携する有料職業紹介事業者（以下エージェント）が探索した人材を選抜・紹介し、採用に至るまでの活動を支援する。

## 第2条（サービス利用料の発生）

利用料金は、サービスを通じて甲が人材採用を決定し、採用決定者が甲に入社した段階で発生する。

## 第3条（サービス利用料）

本契約に基づくサービス利用料は、下記の通りとし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。

第1項 サービス利用料は採用決定者の想定年収の35%とする。ただし、消費税を別途支払うものとする。

第2項 第1項にいう想定年収とは、賞与その他の諸手当を含む採用初年度の年収換算額をいうものとする。

第3項 サービス利用料は、採用決定者が甲に入社した時点で、乙より請求するものとする。

第4項 甲は乙に対し、入社月の翌月末日迄に乙指定の銀行口座に振込みにより支払うものとする。その際の振込手数料は甲が負担するものとする。

## 第4条（サービス関連事項）

乙が選考・選抜した人材を、甲が乙の合意なく直接接し採用を決定して入社した場合も、本契約に該当するものとする。

## 第5条（サービス利用料の返還）

採用決定者が入社日以後1ヶ月以内に、自己都合の退職もしくは甲の就業規則に基づき解雇に至った場合は、乙は甲より受領したサービス利用料の80%返金、入社日以後3ヶ月以内の場合は50%返金、入社日以後6ヶ月以内の場合は10%返金とし、退職日から1ヶ月以内に甲に返還するものとする。但し、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。

## 第6条（疑義事項）

本契約に関し、疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意を持って協議するものとする。

## 第7条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。

但し、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、更に1年間契約を更新するものとする。また、以後も同様とする。

## 第8条（秘密の保持）

甲・乙双方は、この契約に関連して知り得た機密事項について守秘義務を負うものとする。但し、エージェントが人材探索を行なう為に必要な甲に関する情報を、乙がエージェントに提供する場合を除く。この場合にエージェントは機密事項に対して同様に守秘義務を負うものとする。機密事項とは、既に公表されているか又は公知となっている情報を除く、甲における営業・技術に関する事業・経営上の諸情報、および乙が選抜した選考対象者に関する情報を対象とする。

## 第9条（管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲

乙 東京都渋谷区道玄坂1丁目16番10号  
渋谷DTビル9階  
株式会社Hajimari  
代表取締役 木村 直人